

東労基発 0609 第 1 号
令和 8 年 6 月 9 日

全国芸能従事者労災保険センター
代表者 様

東京労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について(個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係)の周知について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)(以下「改正法」といいます。)については、令和7年5月14日に公布され、改正法の一部が令和9年4月1日から施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等が公布され、いずれも令和9年4月1日に施行又は適用されることとなりました。

これを踏まえ、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達が発出されました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

【掲載ページ・二次元コード】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anz/en/an-eihou/index_00001.html

